

韓国知的財産ニュース 2015 年 8 月前期

(No. 300)

発行年月日：2015 年 8 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部改正 (2015. 8. 4)
- 1-2 発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告 (2015. 8. 11)
- 1-3 特許料等の徴収規則の一部改正令案の立法予告 (2015. 8. 12)

関係機関の動き

- 2-1 LG・忠北創造経済革新センター、特許の事業化を支援 (2015. 8. 4)
- 2-2 国防部品国産化事業に参加する中小企業の知財権保護を支援 (2015. 8. 4)
- 2-3 特許庁、中国内知財権保護に関するガイドブックを発刊 (2015. 8. 5)
- 2-4 特許庁、特許行政制度改善コンテストの結果を発表 (2015. 8. 7)
- 2-5 特許庁、2015 年度創意発明教育連合学術大会を開催 (2015. 8. 11)
- 2-6 特許庁、知的財産データを活用したアイデアコンテストを開催 (2015. 8. 13)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG 電子、ブルートゥースヘッドセットの模倣品対策を強化 (2015. 8. 2)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 韓国化粧品 of 中国内商標出願が低迷 (2015. 8. 6)

その他一般

- 5-1 安全事故防止に向けたイヤホンの開発が活発化 (2015. 8. 4)
- 5-2 SK ハイニックスとサンディスク、法的紛争を終え、協力拡大に (2015. 8. 5)

法律、制度関連

1-1 半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部改正

韓国特許庁(2015.8.4.)

半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部が以下のように改正されましたので、お知らせします。

1. 改正理由

配置設計審議調停委員会の議決定足数等を規定した半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部改正法律が改正及び公布(2015年2月3日公布、2015年8月4日施行)され、施行令に規定されていた内容が法律に反映されたことを受け、施行令の関連条項を削除する等、後続の整備をすることを目的とする。

2. 主要内容

イ. 委員会の議決定足数の関連条項の削除(案第30条第3項)

1) 配置設計審議調停委員会の議事決定足数及び議決定足数の関連事項を法律に規定したことにより、施行令の関連条項は削除する。

ロ. 委員の除斥 忌避 回避条項の削除(案第30条2)

1) 配置設計審議調停委員会委員の除斥 忌避 回避関連事項を法律に規定したことにより、施行令の関連条項は削除する。

ハ. 委員の解嘱条項の削除(案第30条3)

1) 配置設計審議調停委員会委員の解嘱関連事項を法律に規定したことにより、施行令の関連条項は削除する。

3. 施行日

この令は2015年8月4日より施行する。

1-2 半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部改正

韓国特許庁(2015.8.11.)

1. 改正理由

産業財産権情報化専門機関、産業財産権診断機関及び産業財産権サービス業専門会社等の指定要件を整備又は新設し、公益弁理士特許相談センターの業務範囲及び支援対象を拡大することを目的とする。

また、産業財産権紛争調停委員会の具体的な調停手続を規定し、発明振興会に委託できる業務に発明と産業財産権に関する教育及び研修を追加することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 発明振興法の改正により整備が必要となる下位法令の改正

- 1) 改正発明振興法で廃止された「特許技術情報センター」関連条項を削除し、新たに改編された「産業財産権情報化専門機関」には、非営利法人であると同時に産業財産権情報化業務の遂行実績等の要件を満たした機関を指定することを定める。(第8条の3乃至第8条の6等)
- 2) 産業財産活動等に関する実態調査を韓国知識財産研究院等に委託できるようにする。(第8条の7)
- 3) 産業財産権診断機関の診断要件として、専門性のある人材と施設を備えることを定める。(第9条)
- 4) 担当者及びオフィス等を備えた機関又は団体を産業財産権サービス業専門会社に指定できるようにする。(第19条の8)

ロ. 社会的弱者に対し弁理サービスを支援する公益弁理士特許相談センターの業務範囲と支援対象を拡大(案第9条の4及び第9条の5)

- 1) 公益弁理士が商標登録の取消審判に関する事項を代理できるようにし、相談センターにて審判及び訴訟にかかる費用を支援できるように定める。
- 2) 支援対象に独立有巧者及び遺族と参戦有巧者等を追加する。

ハ. 産業財産権紛争調停委員会は、申請人が正当な理由なしに期限内に調停申請書を補完しない場合や被申請人が提出期日まで返答書を提出しない場合、当事者の所在が不明になる場合、又は連絡が途切れる等の事由が発生した際、調停を拒否又は中止できるように定める。(第23条)

ニ. 韓国発明振興会に委託できる業務に、発明と産業財産権に関する教育及び研修を追加する。(第 29 条)

3. 意見の提出

発明振興法施行令の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 9 月 21 日(月)まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：産業政策政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁情報顧客政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号：302-701)

電話番号：(042)481-8180、Fax：(042)472-3464

電子メール：nornja@korea.kr

1-3 特許料等の徴収規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2015. 8. 12.)

1. 改正(制定)理由

想像経済革新センターに発足を受け、無償実施開放特許に対する手数料の支援根拠を規定し、職務発明補償優秀企業に対する 4~6 年目の特許料・登録料の 20%追加減免終了日を 2 年延長する一方、PCT-EASY 出願方式の廃止を受け、同方式による減免規定を削除することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 特許無償開放(無償通常・専用実施権設定又は無償譲渡)時、手数料支援のための知的財産ポイントの付与根拠を整備(案第 7 条)

ロ. 職務発明補償優秀企業に対する 4~6 年目の特許料・登録料の 20%追加減免終了日を

従来の 2016 年 2 月 29 日から 2018 年 2 月 28 日へと 2 年延長(案第 7 条)

ハ. PCT-EASY 出願方式の廃止を受け、同方式による減免を廃止(案第 10 条)

3. 意見の提出

特許料等の徴収規則の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 9 月 21 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:情報顧客政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁情報顧客政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号：302-828)

電話番号：(042)481-5195、Fax：(042)472-3460

電子メール：my.han@korea.kr

関係機関の動き

2-1 LG・忠北創造経済革新センター、特許の事業化を支援

電子新聞(2015.8.4.)

LG と忠北創造経済革新センターが、特許段階にあるアイデア 10 件を選定し、事業化の支援を始める。この 10 件の特許は、コンテストで募集された計 234 件の特許アイデアを対象に事業支援分野の専門家審査を経て選別された。LG と政府出捐研究機関が開放した特許、事業化申請企業や個人が保有している特許等がある。

忠北創造経済革新センターは、事業化の可能性が高い技術に対し、試作品製作やマーケティングの支援、保有技術の特許権利化の資金支援などを行う方針だ。

8月4日、忠北創造経済革新センターでは、選定されたアイデアの授賞式とともに、事業化への意志を確認する場である「特許事業化コンテスト授賞式」が開かれた。この場にはイ・ジョンファン LG 特許協議会議長を始め、ユン・ジュンウォン忠北創造経済革新センター長、パク・ジョンチャン忠北テクノパーク院長等が受賞のお祝いのため出席した。

電気電子・情報通信技術 (ICT) 融合分野に選定されたソンチャン通信は、突然の電源供給中断時、一定時間正常に電源を供給する装置である「無停電電源供給装置 (UPS)」を中央処理装置 (CPU) のない直流用に開発した。多額の費用と大きなスペースを要する CPU をなくし、大きくて重かった従来の UPS を防犯カメラ及び各種通信装置のような小規模装置に簡単につなげて使えるようにした。今回の選定をきっかけに、本格的な事業化に挑む。

忠北大学の起業保育センターに入居しているサムソン (Samson) は、産業全体において広く使われているボルトとナットのメーカーであり、今回、化学・エネルギー分野に選定された。これまで、持続的な外部振動や衝撃によりボルトとナットが緩み、安全が脅かされる問題があったが、同会社は、磁石の性質を利用し緩まないようにする方法を世界初で考案しこの問題を解決した。試作品製作やマーケティングの支援を受け、約 2 兆ウォン (自動車 60%、建設 25%、その他 15%) 規模の国内市場への進出を本格化する計画だ。

一方、忠北創造経済革新センターに設けられている「特許サポートゾーン」を通じて、中小・ベンチャー企業 7 社が 142 件の特許の提供を受け、新製品の販路開拓等、事業化に拍車をかけている。現在、企業 10 社に新たに 60 件の特許を提供するための協議が行われている。

キム・スンギョ 記者 seung@etnews.com

2-2 国防部品国産化事業に参加する中小企業の知財権保護を支援

電子新聞 (2015. 8. 4.)

政府が海外製に依存していた国防部品を国産化する中小企業の知財権保護に乗り出した。これにより、武器体系輸出時の知財権争いの予防や部品の単独輸出も可能になる見通しだ。

国防技術品質院は「レーダー送信機及びアンテナ・送受信機の開発」等、国産化事業に参加する中小企業 16 社を対象に、知財権に関するコンサルティングサービスを年末まで提供すると発表した。国産部品の開発が完了すると、当該企業は特許を出願する。

政府は、2010 年度から武器体系に使用される中核部品について海外依存から脱却・国産化する事業を中小企業を中心に進めてきた。安定した軍需支援や輸出競争力の確保等、国の競争力を高める狙いからだ。

国防部品国産化事業の参加企業はほとんどの場合、規模が零細なため、輸出時に原製作会社との知財権争いに巻き込まれかねない。知財権問題で輸出額並みの損害賠償を支払わなければならない事態も発生している。

国防技術品質院は、海外製中核部品の国産化事業対象や、輸出を念頭に元製作社の先行特許等の知財権について分析する。従来の知財権を侵害しない範囲で開発ができるよう、ポートフォリオも提供する。また、開発された技術に対しては、知財権保護に向けた必要な特許獲得策を提示する予定だ。

国防技術品質院の関係者は「海外から輸入する部品を国産化する過程で、知財権の把握ができていない場合が多い。今後の輸出に備え、知財権の現況分析や特許取得を支援していく方針だ」と述べた。また、知財権コンサルティングを受けているある中小企業の関係者は「部品国産化に参加する企業は、ほとんどの場合、劣悪な経営環境のため独自に知財権を把握し特許を獲得することが難しい。政府支援を受けて製品の競争力を高めていく計画だ」と話した。

シン・ヘクオン記者 shin@etnews.com

2-3 特許庁、中国内知財権保護に関するガイドブックを発刊

韓国特許庁(2015. 8. 5.)

特許庁は、中国進出企業が必ず知っておくべき知財権活用及び保護方法を紹介した「中国進出企業向けの中国知財権活用及び保護ガイド」を発刊したと 4 日発表した。

最近中国は、知財権専門裁判所を設立し、世界の知財権保護水準に合わせるために関連法の改正を進める等、知財権の環境改善を図っているが、模倣品によって中国内の韓

国企業が受ける被害は依然として深刻だ。

また、中韓 FTA 妥結以降、中韓間の貿易はさらに活発化しているが、中国進出企業の「先進出・後権利確保」慣行等により、知財権侵害に遭いやすいのが現状だ。

このような中、特許庁は、中国の知財権制度への理解を深めるための情報や、中国における積極的な知財権管理戦略を立てる上で役立つ情報を集め、ガイドを発刊した。

同ガイドには、韓国企業が中国進出する前に必ず知っておくべき知財権関連事項や無審査登録を採用している中国実用新案制度の有効性、知財権侵害に遭ったときの対応策等が紹介されている。

クォン・オジョン産業財産保護協力局長は「中国進出を計画している企業は、進出に先立ち、予め中国における知財権管理戦略を講じておく必要がある」とし、「ガイドに紹介されている様々な事例がその戦略作りに役立つものと期待できる」と述べた。

特許庁は、地域知識財産センター、地方中小企業庁、KOTRA、貿易協会、商工会議所等、関連機関を通じてガイドを企業に配布する計画であり、ガイド全文は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)にてダウンロードすることができる。

2-4 特許庁、特許行政制度改善コンテストの結果を発表

韓国特許庁(2015.8.7.)

- 特許庁は、5月の1カ月間、発明の月を記念して実施した「特許行政制度改善コンテスト」の結果を6日発表した。
- 同コンテストは、国民のクリエイティブなアイデアを、特許制度の運営と行政サービスの改善に反映させるために開催された。
- 特許庁は、コンテストの結果、最優秀賞1人、優秀賞2人、奨励賞3人等、計6人が最終的に選定され、最優秀賞には「出願と登録の権利譲渡書類方式審査基準の一元化」を提案したジョン・ヒョジンさんが選ばれたと発表した。最優秀賞の受賞者には賞金50万ウォンが与えられ、特許庁長から表彰が行われた。

最優秀賞(提案者：ジョン・ヒョジン)

*出願と登録の権利譲渡書類の方式審査基準の一元化を要請

- 出願や登録の譲渡手続き割合が高いので、出願部署と登録部署の方式審査基準を一元化して処理できるように制度を改善

- 同コンテストには、過去6年間計685件の提案が公募され、このうち、122件が採択された。これまで、出願や登録業務、手数料、電子出願、審査基準等、多様な部門に渡って制度改善事項を掘り起こし、活用してきた。
- 今年のコンテストでは、合計136件が募集され、担当部署で採択された件を提案審査委員会が「活用可能性、経済性、創意性」等の基準に基づいて審査を行い、最終的に授賞作を選んだ。
- 今回採択された優秀提案は、来年、行政自治部が実施する国民提案特別コンテストに優秀提案として推薦する予定だ。
- 特許庁の関係者は「最近、知的財産に対する一般国民の関心の増大により、コンテストの提案件数が増加しており、内容面でも良い提案が多く出され、提案の採択率が着実に増えている。今後、特許庁は、国民の斬新なアイデアをより積極的に受け入れ、特許行政サービスの改善に最大限反映していく」と述べた。

2-5 特許庁、2015年度創意発明教育連合学術大会を開催

韓国特許庁(2015.8.11.)

特許庁と韓国発明振興会は、多様な進路経路における発明教育の役割と適用方法を探るための学術大会を8月12日～13日の両日間ソウル大学で開催すると発表した。

今年で第4回を迎える同大会は「創意発明！わが人生、わが進路」というテーマの下、韓国職業教育学会、技術教育学会、相談学界、実科教育学会、英才学界、英才教育学会等、発明教育に係る代表的な6つの学界の共同主管で開催される。

「創意発明人材養成に向けた融合人材教育」、「学校発明教育の価値モデルと未来テーマ」、「創意発明人材の進路」等3つの部門に分けられ行われる同大会には、学生、保護者、教授、教師、教育公務員等300人の関係者が参加する予定だ。

同大会では、2011年度の発明品ベスト50に選定された人間型ロボットを設計したハン・ジェクオンロボット工学者が「究極の発明、ロボットとともに生きていく将来」というテーマで講義を行う予定であり、東国大学のチョ・ビョク教授からは、保護者を対象に「21世紀人材の特性と保護者の役割」というテーマの特別講義がある予定だ。

また、青少年期から発明に興味の持ち、発明教育プログラムに参加して発明特記者として大学に進学した先輩、又は発明を通じて起業家に成長した先輩たちが後輩を対象に進路に関する講演を行う。

特許庁のクォン・ヒョクジュン産業財産政策局長は「今回の大会を通じて、発明教育の関係者と学生、保護者が進路に関する質問や意見を話し合うことができると思う」とし、「同イベントが発明に興味のある学生にとって多様な進路モデルを見つけるきっかけになることを期待している」と述べた。

2-6 2-4 特許庁、特許行政制度改善コンテストの結果を発表

韓国特許庁(2015.8.13.)

□ 特許庁は、知的財産(IP)データへの国民の関心を高め、知財情報の活用を促進することを目的に、「知的財産(IP)データを活用したアイデアコンテスト」を開催し、8月12日から参加者を募集すると発表した。

○今年初めて開催される同コンテストは、政府3.0公共データ開放政策に応えるために特許庁が開放しているIPデータを民間が積極的に活用するよう促し、発掘されたアイデアが起業にまでつながるようサポートすることに重点を置いている。

□ アイデアコンテストは、アイデア企画とサービス商品化企画の2つの部門に分けて進める。

○アイデア企画部門では、IPデータと従来に提供されている他分野の公共データ(技術・市場・企業・商品等の情報)を連携・融合させた、IPサービスの提供に関するアイデアを募集する。

○サービス商品化企画部門では、最新のICT技術(ビッグデータ、Linked Open Data)を活用した、商品及びサービス開発に向けたビジネスモデル(モバイルアプリ、ウェブサービス、ソフトウェア)を募集する。

□参加を希望する者は、8月12日(水)から9月11日(金)18:00まで、特許情報活用サービスのホームページ(<http://plus.kipris.or.kr>)にて申し込みことができる。

○当選作は、関連分野専門家からなる審査団の書面審査(1次)と発表審査(2次)を経て選定され、9月24日(木)に受賞式が開催される予定だ。

□各分野別の受賞者には、特許庁長賞、韓国特許情報院長賞が授与され、褒賞金が支給される。

□特許庁の関係者は、「今回のコンテストを通じて、一般の国民に知的財産データの活用に高い関心を持ってもらおうと同時に、クリエイティブなアイデアを早期に発掘して起業や事業化につながるように積極的にサポートする方針だ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG電子、ブルートゥースヘッドセットの模倣品対策を強化

電子新聞(2015.8.2.)

LG電子は、現在韓国内で販売・流通されているブルートゥースヘッドセット「Tone+(トーンプラス)」の模倣品に対し、法的対応を強化していることを明らかにした。

LG電子は、最近オンラインショップやオープンマーケット等で「Tone+」の模倣品を販売している販売業者約10人に取引中止を求め、取引時には法的措置を取る旨の警告書を発送した。販売を続ける場合は、商標法とデザイン保護法違反等に対し、責任を問う計画だ。今年5月には、模倣品数百個を国内に流通した業者を告訴し、罰金刑の刑事処罰を受けさせた。



<市場に出回っている LG Tone+の模倣品>



<見わけがつかないほどそっくりの LG Tone+の正規品 (HBS-900、左側)と模倣品 (右側)。よく見ると、正規品の通話・再生ボタンの周りは透明になっているが、模倣品は赤となっている>

LG Tone+の模倣品は、パッケージや外観だけでは正規品との見わけがつかないほど似ている。LG 電子のサービスセンターに模倣品関連のサービス要請が 1 日数十件以上寄せられているが、正式のアフターサービスを受けることができず、消費者の被害も拡大している。

LG 電子 MC 事業本部のソ・ヨンジェ IPD 事業担当(常務)は「海外で作られた LG Tone+の模倣品の国内流入と流通がますます増えていると判断し、消費者保護のために措置を取った。今後も、模倣品の販売・流通には厳重に法的責任を問う方針だ」と述べた。

ソ・ヒョンソク記者 hsseo@etnews.com

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国化粧品中国内商標出願が低迷

電子新聞(2015. 8. 06.)

韓国の化粧品会社が最大輸出先である中国において商標・実用新案の出願活動を積極的に行っていないことが明らかになり、紛争対応能力を高めるべきだとの指摘が出ている。

大韓化粧品協会は 7 月 31 日、全国経済連合会会館にて「化粧品知的財産権保護セミナー」を開き、化粧品の知財権侵害紛争事例を共有するとともに対応策について議論した。

特許庁の後援で開かれた同セミナーで韓国知識財産保護協会のイ・ジュウン チーム長は、「韓国にとって中国は化粧品の最大輸出先にもかかわらず、中国における商標・実用新案の出願件数が少ないのが現状だ。貿易規模に見合う権利確保の努力が求められる」と述べた。

イ チーム長によると、去年、中国内商標ブローカーによる商標先取り登録関連の訴訟件数は 1,826 件と前年比 127.4%増加する等、デザイン・実用新案における無審査登録

制度の隙を狙った紛争が急増している。

特に、中国人に人気のある韓国化粧品の商標とデザインを商標登録した後、先実施権者を相手に訴訟を提起する理不尽なケースも頻繁に起こっている。

イ・ジュウン チーム長は「先登録主義を悪用する商標ブロッカーに対応するためには、市場進出する前に先出願することが欠かせない」と指摘した。

特許庁の産業財産保護支援課のキム・ジョンワン事務官は、「韓国は、対中輸出規模では1位となっているが、中国内の商標出願では4位に留まっており、知財権担当部署の設置率も4.7%と低い。また、過度な時間と費用がかかり、対応力が劣っている」と指摘した。続いて、キム事務官は特許庁の海外知財権保護支援事業を紹介し、「現在、韓国知識財産保護協会と大韓貿易投資振興公社(KOTRA)が共同で中国の北京、上海、廣州、広州、瀋陽等6カ国11カ所に海外知財権センター(IP-DESK)を構えており、化粧品等知財権を巡る海外紛争への対応支援体制を整備している」と説明した。

チョン・ブジェ記者

その他一般

5-1 安全事故防止に向けたイヤホンの開発が活発化

韓国特許庁(2015. 8. 4.)

イヤホンをつけたまま歩行又は運転をすると、周辺の状況が認知できず、事故や犯罪に遭う恐れがある。最近、このようなリスクを技術で減らそうと、安全事故防止に向けた、いわゆる「賢いイヤホン」に関する特許出願が増えている。

特許庁によると、イヤホンの使用による安全事故を予防するための特許出願件数は、2012年に11件、2013年に20件、2014年には32件へと増加傾向にあり、このうち、約30%が特許審査を経て、特許権を取得した。このような分野は、日常生活の中から得たクリエイティブで身近なアイデアが特許発明につながりやすい分野であり、そのため一般の人による出願割合も相対的に高い。

※ 賢いイヤホンの特許出願：一般人(個人)63%、企業・研究所29%、大学等8%

特許出願された「賢いイヤホン」発明の主な内容を見ると、

カナル型イヤホン*を主な対象としており、イヤホンに外部の音が入ってくる通孔(音の孔)を形成し、必要**に応じて、ユーザーが通孔を開閉して外音の大きさを調節する技術

* カナル型イヤホン:イヤホンのスピーカーから出力される音を効果的に伝えるために、耳の中に密着して押し込む方式のイヤホン

** 街を歩く時など危険要素のある所では開き、家の中等静かで危険でない空間では閉める等して外部の音の大きさを調整

- 周辺の音を感知するマイクセンサーを装着して一定以上のデシベルの音響周波数の特性を分析し、注意を要する状況になると、イヤホン出力音を下げ、警告音又はメッセージを発信する技術
- 複数のマイクセンサーを利用し、外音が聞こえてくる方向を認識し、ユーザーにその方向を振動や音で知らせる技術
- 視野確保が難しい左・右・後ろの方向をヘッドホンに装着されている映像カメラで撮影した映像を分析し、車の進入等、危険な状況を知らせる技術
- 距離感知するセンサーや光感知センサーを利用し、暗い所でも、人やモノのアクセスを認知し、危険な状況と対処方法を知らせる技術等

上記のような関連技術はその機能が一層高度化・知能化しており、実用性を備えた一部特許発明はすでに商用化し、製品として発売されている。

特許庁のマ・ジョンユン電子部品審査課長は「賢いイヤホン」を使用すれば、歩きながらスマートフォンを使う若者に起こりやすい安全事故を予防できると同時に、視覚障害者にとっても大きな助けとなる」とし、「生活家電や IT 分野では、だれでも身近なアイデア

で賢いイヤホンのような発明が可能で、事業化もできるので、生活の中で発明やアイデアの創出にもっと関心を持ってほしい」と述べた。

5-2 SK ハイニックスとサンディスク、法的紛争を終え、協力拡大に

デジタルタイムズ(2015.8.05.)

SK ハイニックスと米サンディスクは、営業秘密流出を巡る法的紛争に終止符を打ち、両社間協力を拡大すると5日発表した。両社は、2007年締結した特許相互ライセンス契約を2023年まで延長し、DRAMの需給関係を強化することで合意した。

同契約期間中、SK ハイニックスはサンディスクに一定水準のロイヤリティを支払い、サンディスクは、MCP（マルチチップパッケージ）とSSD（ソリッドステートドライブ）に必要なDRAMをSK ハイニックスから購入することにした。

一方、去年3月にサンディスクが提起した営業秘密訴訟等は、すべて取り下げられる見通しだ。サンディスクは去年、自社の技術が流出されたとして、SK ハイニックスを相手に米カリフォルニア州サンフランシスコ裁判所に訴訟を提起した。当時、サンディスクはSK ハイニックスに対し、流出疑惑に巻き込まれていたNAND型フラッシュの販売中止を求めると同時に損害賠償も請求した。

SK ハイニックス関係者は「今回の協力を通じて経営上の不確実性を解消しただけでなく、製品開発に一層力を集中できるようになった」とし、「安定した製品供給も可能になり、メモリ半導体のリーダーとしての地位をさらに強化できるものと期待している」と述べた。

ファン・ミンギョ記者 hmg815@dt.co.kr

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム